

厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)の結果

○令和4年6月2日に開催された行政事業レビュー(公開プロセス)の結果については、以下のとおり。

No.	事業名	評価結果	とりまとめコメント
①	特定健康診査・保健指導に必要な経費 (保険局)	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率や特定保健指導実施率が目標未達成である事業の実施状況を踏まえ、医療費適正化及び健康増進双方の観点から、改めて事業効果について、これまで以上に保険者や地域別、産業別ごとにきめ細かに検証すべきである。その上で、国自身がどこまで事業実施に関与すべきか、再度検討を行うべきである。</li> <li>・公費を投入する必要性について検討する際には、費用対効果を医療費の削減で見ることが重要であるが、それだけを見るのではなく、エビデンスに基づき事業効果を定量的に測定することができるアウトカム指標・アウトプット指標を設定すべきである。</li> <li>・後期高齢者支援金加算・減算制度や保険者努力支援制度が、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に寄与しているか効果検証を行った上で、当該制度の見直しを行うべきである。</li> <li>・特定健診データやレセプトデータの有効利活用を推進するため、現状はこれらのデータが十分に把握や連携・ひもづけができていないため、今後データの収集・分析を行った上で、保険者が使いやすいデータ・資料を提供するなど、各保険者の情報リテラシーを高める支援策について、国が積極的に検討すべきである。</li> <li>・特定健診や保健指導について、エビデンスに基づいた行動変容を促す効果的な健診項目や保健指導の内容に改善を図った上で、それらの取り組みを行った保険者に対して補助金を加算するなどの支援を強化してはどうか。</li> </ul>
②	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 (雇用環境・均等局)	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における女性活躍状況のデータの利活用を促進するため、民間の就職支援サイトや学校での進路指導者等仲介者においてもデータが活用できるよう連携すべきである。また、こうした取り組みを前提にした成果目標の設定を行うべきである。</li> <li>・本事業のデータベース情報について、他省庁等の類似制度ともこれまで以上に情報共有・連携を図るべきではないか。</li> <li>・企業が任意で選択できることになっている情報公表項目については、多くの項目の開示が重要であるため、必須の公表項目を設けることや、企業規模に応じ求められる範囲を超えてより多くの情報を開示することを促すなどにより、開示項目の充実に向けた方策を検討すべきである。</li> <li>・オープンデータ化されている情報公表項目について、利用者の意見を踏まえ、更なる利活用に向け、他社と比較できる項目・内容の充実や、企業において一定期間ごとに情報公表内容を最新のものに更新してもらう方策など、見やすさや検索のしやすさの点も含め、データベースの改善を行うべきではないか。</li> <li>・データベースへの登録企業数の増加に向けて、企業、特に中小企業に対する本データベースの登録勧奨だけでなく、企業以外の利用者と考えられる人などにも周知すべきである。また、データベースに登録していない企業へのアプローチの仕方も工夫すべきである。</li> </ul>

No.	事業名	評価結果	とりまとめコメント
③	フリーター支援事業 (人材開発統括官)	事業内容の一部改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者への就職支援は重要であり、国としてしっかり取り組むべきであるが、わかものハローワークとして独立した施設を設けるか否かについては、それぞれのわかものハローワークと一般のハローワークのわかもの支援コーナー・窓口との支援実績・効果・地域ニーズ等を総合的に検証した上で、支援実績等が低調なわかものハローワークについては、体制の縮小を検討すべきである。</li> <li>・他方で、わかものハローワークの高い就職実績を踏まえると、わかものハローワークが設置されていない地域での求職者を支援する観点からも、一般のハローワークの機能の強化、SNSを活用したオンライン相談や各種情報の発信等、ICTツールを活用した支援を充実するなど、若者支援の効率的・効果的な方策について、検討すべきである。</li> <li>・就職が困難な若者への包括的な支援を行う観点から、わかものハローワークが求職者の来所を待つだけでなく、福祉的な若者の支援を行っている地方自治体やNPO等との連携を強化することにより、能動的に就職支援を実施することも検討すべきである。</li> <li>・わかものへの就職支援にあたっては、就職支援ナビゲーターの質の向上や雇用の安定が重要であり、こうした観点から改善方策を検討すべきである。</li> </ul>
④	地域包括ケア「見える化」推進事業 (老健局)	現状通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けて、保険者の利用状況や意見等を踏まえて、本システムをより効果的・効率的に活用する観点から、システムに掲載する指標を追加するなど、システム内容の充実に向け検討すべきである。</li> <li>・本システムの情報が充実しているにも関わらず、利用者が医療従事者や研究者などに限定されている現状を踏まえ、本システムの周知を積極的に実施するなどにより、利用者数・範囲の増加を図るべきであり、こうした点を成果目標(アウトカム)指標として活用してはどうか。</li> <li>・成果目標(アウトカム)について、保険者のシステム利用割合の実績100%が続いており、全ての保険者で利用されているが、ログイン数やアクセス数、その他利用度合いの分かる指標や、利用者視点の観点から、利用者アンケートを活用した「満足度」など、介護保険事業計画の策定の支援に資するような、より適切な指標を設定すべきである。</li> <li>・自治体によって本システムの利活用の頻度が異なっており、有効利活用しているところとそうでないところがあるので、本システムを有効に活用している先進自治体の事例を使った研修や事例の横展開を実施すべきではないか。</li> </ul>
⑤	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 (医政局)	事業全体の抜本的改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想の実現を図ることが本事業の目的であることから、都道府県における地域医療構想の進捗状況と基金の執行状況をモニタリングした上で、地域医療構想の進捗に応じ交付金を交付することを検討すべきではないか。</li> <li>・基金の執行状況について、地域による執行率、特に医療機関の施設・設備の整備事業に差があることから、その原因や地域の実情を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて、都道府県任せにするのではなく、国においても重点的な支援策を検討すべきである。</li> <li>・都道府県から報告される執行予定額については、事業の執行見込みなどを踏まえ、その内容が適切なものとなっているのか、国において一定の基準を設けて精査すべきである。その上で、毎年度、都道府県へ交付金を交付すべきである。</li> <li>・地域医療構想の実現を見据えて、現行の基金事業における支援内容が十分なものとなっているか、都道府県等の意見を踏まえ、その見直しについて検討すべきである。</li> <li>・地域医療構想の実現を目的とした基金の効果的な運用を図るため、一定のルールを定めるなどして、基金の対象事業間での流用を認めることについて検討すべきではないか。</li> </ul>